

高松市監査委員告示第22号

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年12月27日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人



監査結果報告書

(財政援助団体等監査)

(令和元年12月27日)

<監査対象団体等>

高松市学校保健会



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

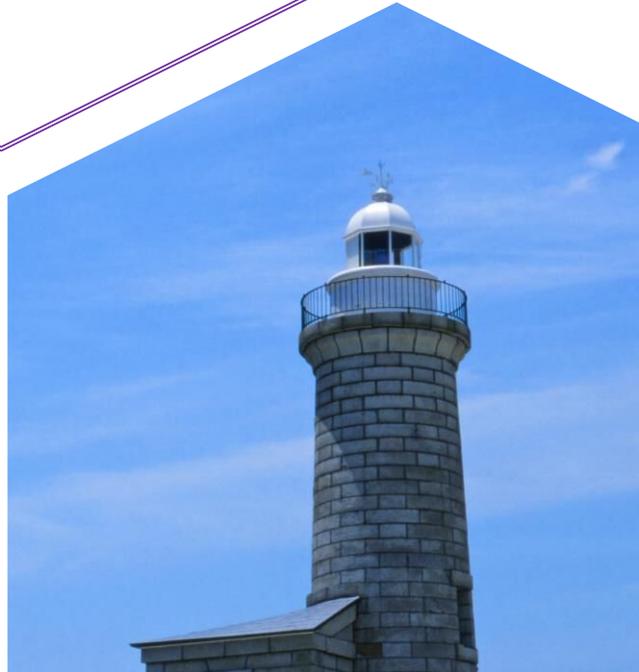
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



令和元年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

教育局（保健体育課）

2 監査対象団体等

高松市学校保健会

3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	教育局 （保健体育課）			
2	高松市学校保健会	2	2	4
	合計	2	2	4

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

4 監査実施期間

令和元年9月27日から令和元年11月29日まで

5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	教育局 （保健体育課）	平成30年度及び平成31年度（令和元年度）における、高松市学校保健会への財政的援助に係る出納その他の事務
2	高松市学校保健会	平成30年度及び平成31年度（令和元年度）における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。監査に当たっては、教育局保健体育課及び高松市学校保健会から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

8 事情聴取（令和元年11月29日実施）の状況



高松市学校保健会について

1 高松市学校保健会について

(設置目的)

高松市学校保健会は、学校保健に関する総合施策を推進し、その充実向上を図ることを目的に設立された。

(設立年月日)

昭和22年4月1日

(事務所所在地)

高松市番町一丁目8番15号(高松市役所 保健体育課内)

(組織)平成31年4月1日現在 役員等19人

会長1人、副会長7人、専務理事1人、理事4人、会計監事2人、会計・書記1人、事務局3人

2 実施事業(会則で定めている事業)

- (1) 学校保健の普及、向上に関すること。
- (2) 学校保健に関する講習会、講演会等の開催並びに研修派遣に関すること。
- (3) 保健教育・保健管理に関する研究、調査に関すること。
- (4) 保健関係資料並びに教材の斡旋に関すること。
- (5) その他、学校保健の推進に必要な事項に関すること。

3 高松市からの補助事業の名称及び金額

(単位:円)

名称	平成30年度	平成31年度(令和元年度)
高松市学校保健会事業補助金	1,369,000	1,369,000

※平成31年度(令和元年度)については、補助金交付決定額を記載している。

4 主な活動内容(平成30年度)

- (1) 理事会の開催
- (2) 小・中学校保健研修会、よい歯の児童生徒審査会、健康教育研究大会等の実施
- (3) 全国、県、市主催の学校保健に関する大会、研修会等への派遣
- (4) 香川県学校保健会事業への参加

令和元年度財政援助団体等監査結果一覧

令和元年12月27日

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体等
1	指摘	適正な収支決算書の作成について	P5	高松市学校保健会
2	指摘	処務規程に基づく事務の執行について	P6	
3	意見	学校保健会事業の効果的な運用について	P7	
4	意見	適切な管理体制の構築について	P8	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／高松市学校保健会

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
所管課等	高松市学校保健会	区分	指摘
指摘の項目	適正な収支決算書の作成について		
指摘する理由	平成30年度高松市学校保健会収支決算書について、同理事会で報告され、監事監査を受けている決算書と補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書に差異が見受けられた。		
指摘	収支決算書の作成については、差異のないように、適正に作成されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／高松市学校保健会

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
所管課等	高松市学校保健会	区分	指摘
指摘の項目	処務規程に基づく事務の執行について		
指摘する理由	高松市学校保健会では、平成24年度包括外部監査結果を受けて、25年度から高松市学校保健会処務規程を施行しているが、決裁等の専決事項や文書の保存期間等において処務規程とは異なる事務処理を行っていた。		
指摘	処務規程に基づき、適切な事務処理を行われたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／高松市学校保健会

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
所管課等	高松市学校保健会	区分	意見
意見の項目	学校保健会事業の効果的な運用について		
意見を付す理由	高松市学校保健会事業において、香川県学校保健会への負担金支出額が、県からの助成金の収入額を上回っているが、その差額が発生していることに対し、今後の事業実施の必要性、効果的な運用等について検討を行っていない。		
意見	高松市学校保健会事業について、事業の必要性やより大きな効果を得られるような事業の在り方を関係諸団体と協議し、効果的な運用を実施されたい。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体等

令和元年度／高松市学校保健会

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	令和元年12月27日
所管課等	高松市学校保健会	区分	意見
意見の項目	適切な管理体制の構築について		
意見を付す理由	監事監査を受けている決算書と補助事業等実績報告書に添付された収支決算書が異なっているほか、処務規程に基づいた事務の執行がなされていないものが一部見受けられるなど、事務処理誤りを未然に防ぐ体制が十分に整っているとは言い難い状態であった。		
意見	事務処理誤りを未然に防ぐためのチェック体制の強化を行うなど、適切な管理体制の構築を図られたい。		